

『診療所 外来点数マニュアル 2024』訂正のお知らせ

ご購入いただきました『診療所 外来点数マニュアル 2024』（2024年6月発行）におきまして、以下の誤りがございました。ここに訂正させていただきますとともに深くお詫び申し上げます。

また、厚生労働省より「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（令和6年厚生労働省告示第262号 令和6年8月20日）が発出されたことにより、本書の内容を以下の通りに変更いたします。

2024年9月

【令和6年厚生労働省告示第262号に伴う変更】

刷数	頁	該当箇所	内容		書籍版 反映刷数	登録日
第1刷	29頁	医療DX推進体制整備加算 (初診時)〔要届出〕 の点数	現行	医療DX推進体制整備加算 8点	未	2024.09.25
			令和 6年 10月 から	医療DX推進体制整備加算1 11点 医療DX推進体制整備加算2 10点 医療DX推進体制整備加算3 8点 ※詳細は厚生労働省HPの通知をご確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001291807.pdf		
第1刷	41頁	医療情報取得加算 (初診料：月1回, 再診料：3月に1 回) の点数	現行	医療情報取得加算1 3点 (初診料) 医療情報取得加算2 1点 (初診料) 医療情報取得加算3 2点 (再診料) 医療情報取得加算4 1点 (再診料)	未	2024.09.25
			令和 7年 1月 から	医療情報取得加算 1点 (初診料) 医療情報取得加算 1点 (再診料) ※詳細は厚生労働省HPの通知をご確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001291807.pdf		

【正誤表】

刷数	頁	該当箇所	内容		書籍版 反映刷数	登録日
第1刷	62頁	1 医学管理等 「算定のポイント」	誤		未	2024.08.01
			正	⑩「C010」在宅患者連携指導料を算定する場合、P.198の「別に算定できない項目」を必ず確認する ※赤字の追加		
第1刷	63頁	B000 特定疾患療養管理料（診療所 の場合） 「別に算定できない項目」 の欄	誤	ウイルス疾患指導料，小児特定疾患カウンセリング料，小児科療養指導料，てんかん指導料，難病外来指導管理料，皮膚科特定疾患指導管理料，心臓ペースメーカー指導管理料，慢性疼痛疾患管理料，小児悪性腫瘍患者指導管理料，耳鼻咽喉科特定疾患指導管理料，移植後患者指導管理料， <u>糖尿病透析予防指導管理料</u> ，認知症専門診断管理料1・2，認知症療養指導料1・2・3，在宅時医学総合管理料，施設入居時等医学総合管理料，在宅療養指導管理料（「C100」～「C121」），心身医学療法，通院・在宅精神療法	未	2024.08.01
			正	ウイルス疾患指導料，小児特定疾患カウンセリング料，小児科療養指導料，てんかん指導料，難病外来指導管理料，皮膚科特定疾患指導管理料，心臓ペースメーカー指導管理料，慢性疼痛疾患管理料，小児悪性腫瘍患者指導管理料，耳鼻咽喉科特定疾患指導管理料，移植後患者指導管理料， <u>糖尿病透析予防指導管理料</u> ， 認知症専門診断管理料1・2 ，認知症療養指導料1・2・3， <u>生活習慣病管理料(I)・(II)</u> ，在宅時医学総合管理料，施設入居時等医学総合管理料，在宅療養指導管理料（「C100」～「C121」），心身医学療法，通院・在宅精神療法 ※削除，赤字の追加		
第1刷	203頁	② 在宅療養指導管理料 「衛生材料等の支給方法」 の欄	誤	イ 訪問看護計画書等を基に衛生材料等を支給する際，保険薬局（患者に対して在宅患者訪問薬剤管理指導を行っており，地域支援体制加算又は在宅患者調剤加算の届出を行っているものに限る）に対して，必要な衛生材料等の提供を指示することができる	未	2024.08.01
			正	イ 訪問看護計画書等を基に衛生材料等を支給する際，保険薬局（患者に対して在宅患者訪問薬剤管理指導を行っており，地域支援体制加算又は在宅薬学総合体制加算の届出を行っているものに限る）に対して，必要な衛生材料等の提供を指示することができる		

【正誤表】

刷数	頁	該当箇所	内容		書籍版 反映刷数	登録日
第1刷	335頁	F400 処方箋料 「算定要件等」の欄 (以下のいずれにも該当する場合, ★ の点数を算定) のウ	誤	ウ 特別な関係を有する保険薬局の医療機関に係る処方箋による調剤の割合が9割を超えている(医療機関に係る処方箋による調剤の割合は、特掲診療料施設基準通知の第88の2の(3)の取扱いに準じる)	未	2024.08.23
			正	ウ 特別な関係を有する保険薬局の医療機関に係る処方箋による調剤の割合が9割を超えている(医療機関に係る処方箋による調剤の割合は、特掲診療料施設基準通知の第88の2の 2の (3)の取扱いに準じる) ※赤字の追加		
第1刷	358頁	H002 運動器リハビリテーション料 要介護・要支援を受けている患者以外 の場合 「施設基準」の欄	誤	届出をした医療機関 詳細はP.361参照	未	2024.08.23
			正	届出をした医療機関 詳細はP.362参照		
第1刷	362頁	運動器リハビリテーション料(Ⅰ)・ (Ⅱ)・(Ⅲ)の施設基準等(抜粋) 人員基準・医師の欄 脚注(※1)の文章	誤	※1 週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師を2名以上組み合わせることにより、常勤医師の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤医師が配置されている場合には、医師の実労働時間を常勤換算し常勤医師数に算入することができる。これにより、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている運動器リハビリテーションの経験を有する非常勤医師を専任の常勤医師数に算入することができる	未	2024.08.23
正	※1〔運動器リハビリテーション料(Ⅰ)・(Ⅱ)〕 所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている運動器リハビリテーションの経験を有する専任の非常勤医師を2名以上組み合わせることにより、常勤医師の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤医師が配置されている場合には、医師の実労働時間を常勤換算し常勤医師数に算入することができる 〔運動器リハビリテーション料(Ⅲ)〕 週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師を2名以上組み合わせることにより、常勤医師の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤医師が配置されている場合には、医師の実労働時間を常勤換算し常勤医師数に算入することができる ※運動器リハビリテーション料(Ⅰ)・(Ⅱ)と同(Ⅲ)で脚注(※1)の記載内容が異なる					

(最終更新日：2024年9月25日)